

令和4年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月26日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場本庁舎 4階 委員会室													
議 長	大下正幸													
開閉会日時及び宣告	開 会	令和4年12月26日 午後2時												
	閉 会	令和4年12月26日 午後3時15分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	芦田宏治	○	5	宮本裕之	△									
2	穴戸邦夫	○	6	熊高昌三	○									
3	山本 優	○	7	湊 俊文	○									
4	美濃孝二	○	8	大下正幸	○									
会議録署名議員	6番 熊高昌三		7番 湊 俊文											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕野博司	局 長	児玉一朗										
	副管理者	石丸伸二	所 長	村田浩章										
	監査委員	美濃孝二												
議 事 日 程	日程第1 会議録署名議員の指名について													
	日程第2 会期の決定について													
	日程第3 諸般の報告													
	追加日程第1 議長の辞職許可													
	追加日程第2 議長の選挙													
	追加日程第3 議席の一部変更及び指定													
	追加日程第4 議長の議会運営委員の辞任													
	追加日程第5 議会運営委員の選任													
	日程第4	報告第1号	令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について											
	日程第5	議案第4号	専決処分の承認を求めることについて (広島県市町総合事務組合同規約の変更について)											
日程第6	議案第5号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について												
日程第7	議案第6号	令和3年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について												
日程第8 閉会中の継続審査の申し出について														
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>ただ今の出席議員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において6番、熊高昌三君及び7番、湊俊文君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、熊高昌三君の報告を求めます。</p> <p>自席にて御報告をお願いいたします。</p>
	議会運営委員長	はい、議長。
	議 長	はい、熊高委員長。
	議会運営委員長	はい。議会運営委員会の報告をさせていただきます。
		<p>本日招集されました令和4年第2回定例会の運営につきまして、12月6日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。</p> <p>本定例会へ付議されます案件は、報告1件、議案3件でございます。事務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につきましては、本日1日限りということに決定をさせていただきました。</p> <p>議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 3	議 長	<p>日程第 3、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長、所長及び木原監査委員ですが、木原監査委員は、本日体調不良のため、欠席届が提出されております。</p> <p>次に監査委員から、令和4年度第1回定例監査及び令和3年度下半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で、諸般の報告を終わります。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>〔 暫時休憩中 〕</p>
	議 長	<p>休憩を閉じて、会議を再開いたします。</p> <p>この際、私一身上の都合により、湊副議長と交代いたします。</p> <p>〔 宍戸議長 退場 〕</p> <p>〔 湊副議長 議長席に着席 〕</p>
	副 議 長	<p>それでは失礼します。副議長の湊でございます。ただ今議長が議長席から降壇いたしましたので、議長を交代いたします。</p> <p>この際、日程の追加についてお諮りいたします。</p> <p>宍戸議長より議長の辞職願が提出されました。議長の辞職許可の件は緊急を要しますので、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	副 議 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>日程を追加いたします。</p> <p>〔 山本議員 入室 〕</p>
追加日程第 1	副 議 長	<p>追加日程第 1、「議長の辞職許可」の件を議題といたします。事務局長に辞職願を朗読させます。児玉事務局長。</p>
	局 長	<p>はい。</p> <p>令和 4 年 12 月 26 日</p> <p>芸北広域環境施設組合議会副議長 湊俊文様</p> <p style="text-align: right;">芸北広域環境施設組合議会議長 宍戸邦夫</p> <p style="text-align: center;">辞 職 願</p>
	副 議 長	<p>一身上の都合により、議長を辞職したいので、地方自治法第 180 条の規定により、許可されるよう願います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>お諮りします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第2	副 議 長	本件は申し出のとおり、辞職を許可することに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。 よって宍戸議長の議長辞職については、許可することに決定しました。
		〔 宍戸議員 入場 〕
	副 議 長	ただ今議長を辞職された、宍戸議員より退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可します。8番、宍戸議員。
	8 番 議 員	では、失礼します。2年間議長を務めさせていただきました。この間、議員の皆様方には大変お世話になり、いろいろと課題はあるものの大きな問題も無く、務めさせていただいたと、皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。これからはまた一議員としてこの組合議会に、議員の一員として、その責務を果たしてまいりたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。
	副 議 長	この際、日程の追加についてお諮りいたします。 議長の辞職に伴い、新たに議長を選出する必要があります。 議長の選挙は、緊急を要しますので、緊急事件と認め日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。 日程を追加いたします。
	副 議 長	追加日程第2、「議長の選挙」を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
	〔 「異議なし」と言う者あり 〕	
副 議 長	御異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。 ここで、暫時休憩といたします。	
	〔 暫時休憩中 〕	
副 議 長	それでは休憩を終わります。再開いたします。 お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思いま	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第3	副 議 長	す。これに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。
		したがって、議長において指名推薦によることに決定いたしました。
		先ほどの議長については、大下正幸君を指名いたします。
		お諮りします。ただ今議長において指名いたしました、大下正幸君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕
	副 議 長	御異議なしと認めます。
		したがって、ただ今指名いたしました大下正幸君が議長に当選されました。会議規則第33条第2項により、当選の告知をいたします。議長に大下正幸君。
		大下正幸君、議長当選の承諾及び御挨拶を自席においてお願いいたします。
3 番 議 員		どうもありがとうございます。この度、湊副議長より推薦をいただきました。皆様のために、また組合が円滑に行きますようによろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。
副 議 長		大下議長、議長席にお着き願ひます。議長と交代いたします。皆様の御協力ありがとうございました。
		〔 湊副議長 議長席から退席 〕
		〔 大下議長 議長席に着席 〕
議 長		よろしくお願ひいたします。
		お諮りいたします。この際、議席の一部変更及び指定の件を日程に追加したいと思ひます。これに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕
議 長		御異議なしと認め、日程を追加いたします。
議 長		追加日程第3、「議席の一部変更及び指定」を行います。
		今回議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思ひます。
		2番を宍戸邦夫君に、8番を私、大下の議席として、それぞれ指定いたします。なお、新しい議席への着席は、次回の議会からとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
		また、私は現在、議会運営委員会に所属しておりますが、議長におきましては、この職責上、議会運営委員会に所属することは適

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第4	議 長	<p>当ではないと判断し、議会運営委員を辞任したいと思います。</p> <p>なお、本件は、私一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によって、私は除籍になりますので、ここからの進行を副議長と交代いたします。</p> <p>湊副議長、よろしくお願いいたします。</p> <p>私はここで、退席、退場させていただきます。</p> <p>〔 大下議長 退場 〕</p> <p>〔 湊副議長 議長席に着席 〕</p>
	副 議 長	<p>副議長の湊でございます。大下議長が除籍となりましたので、議長に代わり私がここから進行を行います。</p>
	副 議 長	<p>追加日程第4、「議長の議会運営委員の辞任」の件を議題といたします。</p> <p>議長から、議長の職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。</p> <p>お諮りいたします。議長の議会運営委員辞任は、申し出のとおり辞任を同意することに、御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	副 議 長	<p>御異議なしと認めます。よって、「議長の議会運営委員の辞任」を同意することに、決定いたしました。</p> <p>ここで除籍となっておりました、大下議長の除籍を解除し、入場を求めます。</p> <p>〔 大下議長 入場 〕</p>
	副 議 長	<p>議長は一旦、自席へお着き願います。</p> <p>採決の結果をお伝えいたします。「議長の議会運営委員辞任の件」は、採決の結果、許可することに決定いたしました。</p> <p>議長と交代いたします。</p> <p>議長、議長席へお移りください。</p> <p>〔 湊副議長 議長席から退席 〕</p> <p>〔 大下議長 議長席に着席 〕</p>
	議 長	<p>この際、日程の追加について お諮りいたします。</p> <p>「議会運営委員の選任」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	議 長	<p>御異議なしと認め、日程を追加いたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第5	議 長	<p>追加日程第5、「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。「議長の議会運営委員の辞任」に伴い、 ただ今議会運営委員が1名欠員となっております。 ここで暫時休憩といたします。</p>
	議 長	<p>〔 暫時休憩中 〕</p>
	議 長	<p>休憩を閉じて再開いたします。</p>
	議 長	<p>議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において議会運営委員に3番 山本優君を指名したいと思っております。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	3 番 議員	<p>御異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました山本優君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。</p> <p>この際、委員就任の御挨拶をお願いいたします。3番 山本優君。山本でございます。この度、議会運営委員に選任していただきまして、本当にありがとうございます。議会運営委員会での職責をしっかりと全うして、芸北広域組合の発展に仕えるように努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。</p>
日程第4	議 長	<p>日程第4、報告第1号「令和3年度繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。</p>
	管 理 者	<p>提出者から報告を求めます。</p>
	議 長	<p>議長。</p>
	管 理 者	<p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。皆様、こんにちは。</p>
	管 理 者	<p>〔 一同、「こんにちは」 〕</p>
	管 理 者	<p>それでは、説明の前に一言御挨拶を申し上げます。</p>
	管 理 者	<p>今年も残りわずかとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、大変御多忙の時期に、また大雪のため、先週23日開催予定でありましたが、急遽、本日26日に変更させていただき、予定もおありだったのではないかと思います、組合議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p>
	管 理 者	<p>また、先ほどは、議長及び議会運営委員の選任もございました。宍戸前議長におかれましては、議会運営におきまして、いろいろとお力添えをいただき、本当にありがとうございました。</p>
	管 理 者	<p>大下議長、山本議員におかれましては、新しいお立場で、これま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	<p>これをもって、提出者の報告を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>ここで、報告第 1 号「令和 3 年度繰越明許費繰越計算書の報告について」報告を終わります。</p>
	議 長	<p>日程第 5、議案第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	議 長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	<p>はい。議案第 4 号、すみません。提出議案書の 4 ページをお願いします。</p> <p>議案第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。広島県市町総合事務組合の規約変更につきましては、構成団体であります本組合議会の議決が必要でございますが、規約の変更期日の関係上、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により報告し、組合議会の承認を求めるとでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局が説明しますので、御承認の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて、詳細について事務局に説明を求めます。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p>	
局 長	<p>はい。事務局より、詳細を説明させていただきます。資料の 2 を御覧ください。表面と裏面がございますが、表面の方でございます。</p> <p>広島県市町総合事務組合から組合規約の変更について協議依頼がありまして、専決処分を行いました。内容については、3 の項の(2)に新旧対照表がございますが、「事務の委託の申し出があった場合、これを受託することができる」という、事務の委託の条を追加されたものです。広島県水道広域連合企業団から、退職手当及び公務災害の事務を委託したいとの申し出があったことにより、この規約の改正をされたようでございます。期限が 12 月 16 日まで</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	局 長	<p>ということでしたので、専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
	議 長	<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより討論に入ります。討論は、ありませんか。</p>
	議 長	<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。</p>
	議 長	<p>これより、議案第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」を、起立により採決いたします。</p>
	議 長	<p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p>
	議 長	<p>〔 賛成者起立 〕</p> <p>起立多数であります。</p>
	議 長	<p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 6、議案第 5 号「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p>	
管 理 者	<p>議長。</p>	
議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>	
管 理 者	<p>はい。提出議案書の 6 ページをお願いします。</p>	
議 長	<p>議案第 5 号、「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」でございます。現在、本組合の行政不服審査会事務は、安芸高田市、北広島町と同様に広島県に事務委託を行っておりますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、</p>	
議 長	<p>広島県との間における本事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議することについて、地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本組合の議会の議決が必要となり、この案を提出するものでございます。</p>	
議 長	<p>詳細につきましては、事務局が説明しますので、よろしく申し上げます。</p>	
議 長	<p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p>	
局 長	<p>議長。</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	議 長 局 長	<p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。資料の3を御覧ください。</p>
	議 長	<p>現在、組合は、広島県に行政不服審査会事務を委託しております。行政処分に対してその審査の諮問を受ける第三者機関、行政不服審査会を県に委託しておりますが、この内容に個人情報保護に関する諮問というのはいなかったのですが、今回、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、この部分についても規約の変更が必要ということになりまして、県との協議で議決をいただくものでございます。詳細は、資料3のとおりでございます。以上です。</p>
	議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>〔「なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。</p> <p>〔「なし」と言う者あり〕</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第5号、「行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第7、議案第6号「令和3年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者 議 長 管 理 者	<p>議長。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。提出議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第6号でございますが、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>して、認定をお願いするものでございます。</p> <p>別紙の決算書のとおり、歳入決算額 746,515,984 円、歳出決算額 724,054,378 円となっております。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議の程、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。議案第 6 号の令和 3 年度の歳入歳出決算認定でございますが、決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。</p> <p>では、まずは、一般会計決算認定資料の方から御説明いたします。決算認定資料の 2 ページをお開きください。歳入につきまして、予算現額に対する決算額は、746,515,984 円、決算比率は 100.00%、歳出は、決算額 724,054,378 円、比率は 96.99%、歳入歳出差引残額 22,461,606 円となっております。</p> <p>以下、歳入、歳出の目別の一覧表、決算統計による性質別歳出の表がございます。それから 6 ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。10 万円以上のものについて記載しております。令和 3 年度は、パーソナルコンピューターを 1 台購入しております。他に増減は、ございません。</p> <p>以上で、決算認定資料の説明を終わります。次に、決算書の方を少し、御覧いただければと思います。決算書の 3 ページ、4 ページが歳入の款、項別の一覧表で、5 ページ、6 ページが歳出の一覧表です。提出日が、12 月 23 日になっておりますけれども、12 月 26 日に読み替えていただければと思います。あとのページ、事項別明細書ということで、節ごとの記載がございます。22 ページに、実質収支に関する調書がございまして、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、それから先ほどの繰越明許費繰越額 5,500,000 円を記載しております。それから、24 ページの方、財産に関する調書でございまして、土地、建物、物権です。25 ページの方、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど、あの御説明いたしました決算認定資料で増減が入っているものでございます。最後のページ、26 ページでございますが、財政調整基金現在</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>高でございますが、繰入で 100,000,000 円取り崩しまして、剰余金 48,868,000 円と利子 141,585 円を積立いたしまして、3 年度末現在高は、103,364,131 円となっております。以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、行政報告の方も少し御説明させていただきます。こちらは、令和 3 年度の主要な施策の成果を説明する資料として、提出しているものでございます。</p> <p>めくっていただいて、1 ページ、総論でございますが、令和 3 年度は、安芸高田市、北広島町で豪雨災害がありまして、甚大な被害が発生した年でございます。災害廃棄物も過去に例をみない量で、市、町の御担当課が中心となって仮置場の運営から災害廃棄物の処分の対応に当たられました。きれいセンターでは、可燃物の処理を実施しております。下の表 2 の方に数量等載せていますけれども、仮置場のごみを家庭ごみの収集運搬委託業者の方の全面的な協力により、土日を含めてきれいセンターに持ち込みしていただいております。</p> <p>それから、2 ページ目ですけれども、2 ページ目の表 3 でございますが、事業所のごみ処理手数料の改定を行っております。令和 3 年度の事業系ごみは、238 トン減少していますが、この手数料の改定によって約 870 万円の増収となっております。それから、表の 4 でございますが、広島市の安佐南工場の火災の影響で、安芸太田町の可燃ごみを処理しております。3 年度の計、その表にありますが、291.58 トンということで、2 年度分 80.35 トンで合計 371.93 トンでございます。すみません。その受入量の合計がですね、113.43 とありますが、間違いでございます。371.93 でございます。申し訳ございませんが訂正をお願いします。合計額が合っておりませんでした。受託費としては、令和 3 年度、10,467,722 円の収入がございました。令和 2 年度と合わせて 13,352,287 円となっております。</p> <p>それから、表の 5 でございますが、財政調整基金の状況でございます。基金の取り崩しにより、市町の負担金の平準化を図ってきたところでございますが、令和 3 年度には、基金残高も 1 億円となりました。突発的な補修費、それから近年、電気代の高騰もあり、今後は、基金になるべく頼らないように進めていきたいと思っておりますが、市町さんの御協力が不可欠な状況でございます。</p> <p>それから、表 6 でございますが、今後のごみ処理についての方</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="360 185 504 224">局 長</p> <p data-bbox="360 1462 504 1500">議 長</p> <p data-bbox="360 1675 504 1713">監査委員</p>	<p data-bbox="520 185 1469 701">針案で、現在、検討している方式です。最初の好気性発酵乾燥、トンネルコンポストという方式が、視察に行ったこともありまして、一番望ましいということで事業可能性調査を進めてきたわけですが、最終製品の固形燃料の品質とそれに見合った引取先がないという事で、この方法では難しいという結論になりました。現在は、表の中の列にあります公民連携事業、PPP 方式ということで、一般廃棄物を含めた建設廃材等を受け入れることで、民間資本による施設建設と運営について、エネルギーセンターという構想、構想での整備を検討しております。他に処理委託、他の自治体や民間企業へのアウトソーシングという方法も検討しております。</p> <p data-bbox="520 719 1469 808">今年度は、メーカーのヒアリング等行っておりますので、今後、説明させていただきたいと思っております。</p> <p data-bbox="520 826 1469 965">次ページ以降、決算の状況ですとか、ごみ処理につきまして、資料を載せておりますので、御参考までにまた御覧いただければと思います。</p> <p data-bbox="520 983 1469 1285">12 ページを見ていただけたらと思うんですが、12 ページに、令和 3 年度のごみ処理実績ということで、安芸高田市、北広島町別のごみの量、種類毎のごみ量を載せております。表の下の部分、年間ごみ総処理量、安芸高田市が 7,364 トン、北広島町 4,801 トンで、合計 12,165 トンでございます。昨年度と比べまして、2.57% 減となっている状況です。</p> <p data-bbox="520 1303 1469 1442">以上、年度の事業報告ということで、行政報告書を説明させていただきました。では、よろしく御審査の程、お願いいたします。以上です。</p> <p data-bbox="520 1460 1086 1498">これで提案理由の説明を終わります。</p> <p data-bbox="520 1516 1469 1655">次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。本日、木原監査委員が欠席ですので、美濃監査委員、よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="520 1673 767 1711">美濃監査委員。</p> <p data-bbox="520 1729 1469 1818">はい。提出議案書 9 ページを御覧ください。令和 3 年度決算審査について御報告いたします。</p> <p data-bbox="520 1836 1469 1975">地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度の決算審査を執行いたしましたので、その結果を意見を付して報告いたします。</p> <p data-bbox="520 1993 1469 2083">次の 10 ページを御覧ください。審査の期間ですが、令和 4 年 11 月 29 日に木原代表監査委員と決算の審査を行いました。審査の方</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>法及び審査の結果については書面のとおりですが、概ね適正に執行されているものと認められました。審査の結果の概要及び意見は、ページ 15、15 ページ、この議案書の 15 ページに意見としてまとめておりますので、御覧ください。意見を述べさせていただきます。</p> <p>令和 3 年度決算額を前年度と比較すると、歳入は 39,726,000 円増の 746,516,000 円、歳出は 37,133,000 円増の 724,054,000 円となっています。歳入の内、ごみ処理手数料については、ごみ量の減少から減額補正を行っていますが、事業系ごみ処理手数料の値上げにより昨年度比 7,343,000 円の増となっています。資源化物売却代についても鉄くず等の売却単価の上昇により 3,622,000 円の増収となっていますが、依然として財政調整基金の取り崩しによる予算編成が続いています。今後も老朽化しているごみ焼却施設の安定稼働のためには、補修費の増加は避けられない状況であり、運転経費となる光熱費の上昇も予測されることから、より厳しい財政運営が求められます。このような状況の中で、組合で取り組むべき課題は、ごみの減量であることを再三にわたり指摘していますが、その取り組みは進んでいない状況であります。この問題について、次のとおり意見及び要望を述べさせていただきます。</p> <p>一つ、「ア 減量化の実施体制について」です。前年度と比較して、安芸高田市は家庭のごみが 68 トン増加し、事業系ごみが 308 トン減少しています。一方、北広島町は家庭のごみが 153 トン減少し、事業系のごみが 72 トン増加しています。これらの原因を分析し、有効な対策を立案することが必要と思われませんが、様々な減量化対策案は、平成 29 年 3 月に組合が策定した「一般廃棄物ごみ処理基本計画」で具体的に示されています。家庭の生ごみ減量化のためのコンポストの普及、事業所の紙ごみ資源化のためのオフィス町内会等、種々の対策はありますが、実行されていません。まずは減量化対策を実施する体制の整備を行うべきであります。減量化対策の責任者、実施方針、安芸高田市、北広島町及び組合の役割分担の明確化が必要であります。市町の業務で多忙を極める中で減量化対策を推進するためにも、環境団体や事業者との連携、外部人材の導入等による実施体制の整備を図りたいと考えていますと述べました。</p> <p>「イ 事業所への生ごみ処理機の導入について」です。令和 3 年度に大型の生ごみ処理機を購入し、病院、施設、給食センター等で</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>監査委員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p>	<p>の試験的利用を計画していましたが、コロナ禍による処理機納入の遅れにより中止しており、そのため県補助金も減額補正となっています。実際に事業所に提案する際には、導入による経費節減や環境負荷の軽減等、費用対効果の評価が不可欠であります。ごみ処理手数料や補助金等、経済的視点を踏まえた提案活動を検討されたいと思います。</p> <p>以上、危機的財政状況の中、市、町、組合が一丸となり、ごみの減量化を喫緊の課題として取り組まれることを望むものであります。以上で、決算審査の結果報告を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>これをもって、監査委員の報告を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、質問いただきたいと思います。</p> <p>なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>議長。</p> <p>失礼しました。6番、熊高昌三君。</p> <p>はい。監査報告で、かなりの部分が指摘をされたり内容についても精査されておりますので、その部分は受け止めさせていただきたいと思います。なお、本日配付されました「定例監査の結果について」という資料も、決算認定の関係も併せて同様の内容もありますけども、何点か、この定例監査の資料の6ページに基づいて確認をしておきたいと思います。</p> <p>まず、ウの部分の・・・</p> <p>熊高議員。</p> <p>はい。</p> <p>起立して。</p> <p>ああ、そうですか、失礼しました。</p> <p>ウの部分の「施設運営の効率化・経費削減について」ということで、後段の方に、「施設用地の土地借上料、あるいは、当初契約の根拠や現在の状況を十分精査し」、ということで、この問題につい</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>ては、どのように受け止めておられるのか。私もこういった内容については、初めて見たような気がしておりましたので、この際、確認をしておきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>局長、児玉一朗君。</p> <p>御質問に対して、お答えします。きれいセンターの用地は、川井の、川井地区の分収造林組合の土地を貸していただいております、借地としております。その借地については、かなりの期間借りているんですけど、現在、町の方では、そういう借地について、いろいろ見直し等、進めていらっしゃる状況もあってですね、監査の中で、そういうのもですね、検討されたらどうかという御指摘があったところでございます。</p> <p>一部、きれいセンターの進入路で組合が買い取りした部分もでございます。買い取りができれば一番よろしいんですけども、分収造林組合ということもあって、その部分については、なかなか難しい面もでございます。現在、そのあたりの指摘についてはですね、今後、迷惑施設ということもございまして、地元の方とは協議を進めながら、進めているということで、その利用料については、見直しというのは進めてはおりません。以上です。</p> <p>はい、議長。</p> <p>質疑がありますか。熊高昌三君。</p> <p>はい。まあ、課題としてはあるけども、なかなか明確に解決するという道筋は立っていない、ということで、今後、いろんな努力はされるということでよろしいですね。はい。</p> <p>それでは、次にエの方で「適正な処理の確保について」ということで、委託先の現地調査を年に1回やっておるというふうなことが後段に書いてありますが、「適正な処理の確保に努められたい」ということが書いてあるということは、適正な処理がなされない、なされていないというような受け止め方もできるんですが、この辺について、詳細について、御報告をお願いしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>児玉一朗君。</p> <p>はい。お答えします。これはですね、監査委員の方から御指摘があったのは、法令上、ごみの処理を委託している場所には、1年に</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>1回は必ず現地に行って確認しなさい、という事があるんですけども、そういった事を監査委員の方に御報告しましたところ、それだけでは少し不十分ではないかとおっしゃいました。確かに現地に行って確認するのも一つの方法、必要ですけども、その自治体の状況ですとか、あるいは公害の状況、地元の対策の状況、過去に事故があったかどうか、そういったところも含めて調査すべきではないか、ということで御指摘をいただいたところでございます。</p> <p>これにつきましては、実際、市役所ですね、そちらの方には、毎年、事前通知という、こういった、貴市の、そちらの町のこういう施設に、こういう廃棄物を委託します、という通知をするんですけども、そういう通知をする中で、そちらの市との情報交換をしながら進めていくということで、行っております。</p> <p>現在、組合が処理委託している所につきましては、今まで問題があるところはありませんが、よその自治体も委託しているからということで安易に考えるのではなくて、やっぱり詳しく調査しないと、調査するということを肝に銘じて進めていきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	他に質疑はありませんか。
	6 番 議 員	議長。
	議 長	熊高昌三君。
	6 番 議 員	<p>もう1点、監査委員さんからの意見書の中にもありましたが、ごみの減量化とか、事業所のごみの、生ごみの処理機の導入とか、ごみの減量化についてありますが、先ほどの9月の監査報告の中の、オの部分で、事業系ごみの削減について、ということで書いてありますが、「北広島町ではゼロカーボン宣言を表明している、ごみを焼却せずに分別してリサイクルする取り組みの強化も図りたい」ということですが、両市町の首長がいらっしゃいますけども、この辺については、当事者である各市町、市町の方が取り組みをしっかりとる必要があるというような事も含めて書いてあるんだと思いますが、管理者及び副管理者のこういった取り組みについてのお考えをお伺いしたいと思います。</p>
	議 長	答弁を求めます。
	管 理 者	はい。
	議 長	はい。管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。ごみを焼却せずに分別をもっとして、リサイクルする取り組みの強化でございすけども、安芸高田市、北広島町、そしてこ

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>の組合、協働で進めている事業でありますけども、もう少し突っ込んだ形で具体的に年度目標を掲げながら、進めてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>安芸高田市さんは、後ほど副管理者の方から説明があるかも知りませんが、いろいろ先進的に取り組んでおられる点もあります。市町と組合で協働して取り組めるものは、まだまだあるというふうに思っておりますので、しっかり進めてまいりたいと考えております。またLED化とか、いうものも、ウの項にありましたけれども、この辺もゼロカーボンの取り組みと併せてですね、進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。以上です。</p>
	議 長	<p>続いて答弁を求めます。</p>
	副管理者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>副管理者、石丸伸二君。</p>
	副管理者	<p>はい。これまでもいろんな所でお話してきたんですけども、私の考えとしては、「エコ」という言葉の中に「エコロジー」という言葉があって、もっと大事なのは、「エコノミー」だという認識です。環境は大事なんですが、人の営みあってこそその価値ですので、優先すべきは、経済的合理性だと思っています。その意味で、ここに挙がっているですね、対策、考えられるものはいくつか挙がっているんですけども、大事なのは実効性があるか、要は効果があるか、さらには現実的かどうか、という冷静な判断が必要かと思っておりますので、その観点でこれからも取捨選択していきたいと考えています。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>
	6 番 議 員	<p>熊高昌三君。</p> <p>まあ、お二人のそれぞれ首長から、御意見、御意見といいますか答弁いただきましたけども、そこで今後、ごみ処理センターの方向性を含めてですね、550万円、550万円の繰越をしましたけども。当初の分はダメで、公的な部分、それから別の方法という2つの視点で、今後検討していくんだと思いますけども。</p>
		<p>安芸高田市の議会でも、今後の見通しについて、どのようになっているんだろうかという事が、この間も全員協議会ですか、そこでもありましたんで。まあ、今後検討するという状況ではありますけども、今、石丸副管理者が言われたように、「エコノミー」という事をしっかり踏まえた上で、どんなふうな方向に持っていくの</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	6 番議員	<p>だろうか、ということは、非常に議会としても注目をしておりますので、現状の中で、このきれいセンターがどういう方向に行くのかということが、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。また、これは一般質問的なことになるとは思いますが、よろしく願いします。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい。今、コンサルも入れて検討しているのが、民設民営という</p>
		<p>方向での考え方でありまして。また詳しくは、日を変えて説明をさせていただこうと思っておりますが、そういった方向性の中でも、いろいろ</p>
		<p>課題になる問題も出てくるので、今そういったところは、どうだろ</p>
		<p>うかということも検討はしておるところであります。</p>
		<p>最終的には、経済効果がどちらがあるか、という所で判断をして</p>
		<p>まいりたいと考えております。このことにつきましては、議会でも</p>
		<p>しっかりと議論をしてもらいたい、というふうに考えていること</p>
		<p>ところであります。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。引き続き答弁を求めます。</p>
	副管理者	<p>副管理者、石丸伸二君。</p>
		<p>はい。今、箕野町長からお話があったとおりでなんですけども、い</p>
		<p>くつか案が出ています。いくつかというか、ざっくり二つなんです</p>
		<p>けど。それらを比較検討しながら、よりよい選択肢を選ぶ、という</p>
		<p>これに尽きると思います。現時点で、どちらがいいというのを、な</p>
		<p>かなか断定することは難しいんですけど、私としては、より可能性</p>
		<p>が大きい、それは今回のこのごみの処理に限らずですね、両市町に</p>
		<p>とってより大きな便益をもたらすもの、それが望ましいのではない</p>
		<p>かと考えています。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。</p>
	6 番議員	<p>議長。</p>
	議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
		<p>熊高昌三君。</p>
	6 番議員	<p>先ほど申し上げたように、うちの議会でも、いつどうなるんだろ</p>
		<p>うかというふうな心配をしておりますので、見通しとして、繰越を</p>
		<p>したとはいえ、大体、どのくらいの時期を目途に、そういった議論</p>
		<p>が各市町の議会に報告といいますか、議論ができるような場になるのかなあというのが一つ、見通しとして聞かせていただければと</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	6 番 議 員 議 長 局 長 議 長 局 長	<p>いっかがありますが、いかがでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい。局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今ですね、今年度の調査結果をまとめまして、3月の議会の時ぐらいまでに、いったん報告書をまとめたものを提出させていただこうと思います。それから、今年も市議会の方で、勉強会という形で、私の方から御説明させていただいたんですけども、来年、1年間かけてですね、少しそのあたりの説明を市議会、町議会の方々に説明できる機会をですね、とらせていただいて、組合議員さんはもとよりなんですけれども、市町の議員さんにもわかっていたきたい部分もございまして、そういった形でちょっと丁寧に御説明、協議する場を設けたいと思います。それが1日に3時間、4時間の会議ですと大変ですので何回かに分けて、1時間の勉強会というのを年に、月に、ちょっとそういう議員さんが集まれるような時にですね、私の方ちょっと市議会、町議会と調整させていただいて、説明できるような会をさせていただいたらなあと考えております。以上です。</p>
	議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>1番、芦田宏治君。</p>
	1 番 議 員	<p>はい。先ほども経費削減が、喫緊の課題であるというふうに言われたんですけど、現実には、計画通りに経費削減が、具体的にできていないという事だと思うんですけど。減量化対策が必要、それから事務作業の効率化が必要、という意見も監査委員の方から出てますけど、この減量化対策と事務作業の効率化について、具体的には、どういうことを進めていくという、考えをお伺いしたいと思います。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今、対策への具体的な事でございますけれども、まず減量対策につきましては、今回、事業系ごみの減量ということで非常に成果が上がった部分がございます。八千代町の事業者の方なんですけども、生ごみを100何トン、年間160万ぐらい、ごみ処理手数料を払っていらっしやったんですけども、機械の改良とか、工程の改良によって、それが今は、年間50トンぐらい、経費にして120、130</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>万円の経費削減に努められたという、まさしくごみの減量をされて、経費も削減になったという例があります。現在、事業所の、多量事業所、商業店舗ですね、あるいは介護施設、そういったところのごみの量を調査しております。その内容から減量化の御提案ができればということで今進めております。まずは事業所、多量排出事業所のごみの減量化ということをご提案しております。</p> <p>それから、家庭ごみについては、やはり生ごみ、それからプラスチックごみ、これを減らしてリサイクルできればかなりの資源化が可能になります。実際、令和4年度は3年度に比べて、ごみの焼却量が減っておりますと、やはりあの、電気代はですね、電気使用量は減ってるんですけど、電気代が、単価が上がってるんで、ちょっと削減できていないんですけども、他のごみについて、粗大ごみですね、粗大ごみについても、そのリサイクル費用というのが減っております。安芸高田市さんでは、ジモティーとかで、そういう粗大ごみをリユースする取り組みも進めてらっしゃいますけれども。やはりそういった取り組みによって経費は節減できるんだなあとということで。まずは、そういった経費のかからないやり方でごみを減らすということを、減量化対策を進めているところでございます。</p> <p>事務の効率化につきましてはですね、最近あの、少額な事でもありますけれども、書籍ですとか、あるいは市町に共有できる物があればそれを、といった事で考えております。事務所もですね、役場からきれいセンターに移転したというのも事務の効率化の面で行ったものでございます。このあたりもいろいろ御提案がございましたら、また市町さんと協働しながらですね、進めていきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	答弁を終わります。その他、質疑はありますか。
	1 番 議 員	議長。
	議 長	1番、芦田宏治君。
	1 番 議 員	<p>はい。今の世界情勢からみてもエネルギー価格の方が下がりそうにない状況、むしろ今からもっと上がる可能性もある中で、先ほど説明された減量化対策の方、金額的な目標設定があれば、減量化対策と事務作業の効率化でどれくらい下げるといえるのであれば、伺います。</p>
	議 長	答弁を求めます。
	局 長	議長。
	議 長	事務局長、児玉一朗君。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	はい。事務作業の効率化というのは、ちょっと目標はないんですけども、ごみの減量化というのは、ごみ処理基本計画にもあるんですけども、令和8年度までに10%削減という目標を掲げております。以上です。
	議 長 1 番議員	答弁を終わります。他に質疑は、ありませんか。 議長。
	議 長 1 番議員	1番、芦田宏治君。 事務作業の方もかなり効率化は、今までも図られてきているんだと思いますが、この財政調整基金をですね、もうこれ以上、減らさないために、もしも、事務的な作業にしても減量化にしても、計画どおりにいかなかった時には、やっぱり事業系のごみとか家庭ごみの処理費用を見直すという考えもあるということですか。
	議 長	答弁を求めます。
	管 理 者	議長。
	議 長	管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。ごみの処理費用、皆さんに支払っていただく費用の問題でしょうか。はい。このことについてはですね、なるべく見直さずにいきたいというふうには思っていますが、そうは言いましても、全体費用がかさんでくる場合にはですね、ある程度、お願いをしなければならぬ状況もあるというふうには思っています。直近で、まだすぐ値上げをとというふうには考えておりませんが、逆に事業系の部分については、値上げをさせていただいたわけですが、それが、今のが適切かどうかという問題もありますし。
		きれいセンターに持ち込みの、軽トラ等で、ごみを搬入される一般の方の数が、随分多くて渋滞を起こすというような事も現実あるということですので、やはり持ち込み費用については、多少見直しを、特に土日、月に1回は、かなり混雑するようでありますので、そういったところは、見直しが必要な部分も出てくる、可能性としてはある、というふうに思っております。具体的な案としては、今は持ち合わせておりません。
	議 長	答弁を終わります。他に質疑は、ありませんか。
		〔 「なし」と言う者あり 〕
	議 長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
		〔 「なし」と言う者あり 〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	<p>これより、議案第6号「令和3年度 芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。</p> <p>〔 賛成者起立 〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第 8	議 長	<p>日程第8、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。</p> <p>副管理者、石丸伸二君。</p>
	副管理者	<p>今回の定例会は、延期となりましたが、結果として、無事に開催できて、本当に良かったと思います。皆様の御協力、本当にありがとうございました。</p> <p>さて、組合の喫緊の課題としては、先ほどもお話に出ていましたが、施設の改修になります。これは、機を逸すれば、町民そして市民が莫大な不利益を被る話ですので、適宜、適切に、特に適宜の方ですね、要はタイムリーに、意思決定をしていく必要があるかと思っております。その意味では、本日こちらにお越しの議員の皆様、それぞれの議会において、一刻も早く理解を深め、そして議論を進めていただければと思います。</p> <p>引き続き御協力の程、どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	<p>これをもって「令和4年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>